

長崎、昭53不8、昭54.12.25

命 令 書

申立人 日本労働組合総評議会全日本造船機械労働組合
申立人 日本労働組合総評議会全日本造船機械労働組合三菱重工支部
申立人 全日本造船機械労働組合三菱重工支部長崎造船分会

被申立人 三菱重工業株式会社

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 当事者

1 被申立人三菱重工業株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、東京都千代田区）に本社を置き、長崎のほか、各地に11事業所を有し、船舶・原動機・工作機械・航空機・各種産業機械等の製造・修理を業とする株式会社で、その従業員数は本件申立時約73,000名である。

なお、会社の長崎造船所は、主として船舶・原動機・産業機械等の製造・修理を業とし、その従業員数は本件申立時約14,800名である。

2 申立人日本労働組合総評議会全日本造船機械労働組合（以下「全造船」という。）は、全国の造船労働者で組織されている産業別労働組合であり、その組合員数は本件申立時約12,500名である。

3 申立人日本労働組合総評議会全日本造船機械労働組合三菱重工支部（以下「支部」という。）は、全造船の下部組織であり、会社の従業員で組織された労働組合で、長崎、福岡、

下関、広島及び横浜にそれぞれ分会を有し、その組合員数は本件申立時454名である。

- 4 申立人全日本造船機械労働組合三菱重工支部長崎造船分会（以下「分会」という。）は、支部の下部組織であり、会社の長崎造船所及び長崎研究所に勤務する従業員によって組織された労働組合で、その組合員数は本件申立時320名である。

なお、長崎造船所及び長崎研究所には、分会のほか、昭和40年12月7日に分会を脱退した従業員によって結成された全日本労働総同盟全国造船重機械労働組合連合会三菱重工労働組合長崎造船支部（以下「重工労組」という。）があり、その組合員数は本件申立時約14,300名である。

第2 当事者の主張

双方の主張は、次のとおりである。

1 分会の主張

- (1) 長崎造船所第二工作部製缶二課工作係長C1（以下「C1」という。）が、分会員を除いた社外ミーティングに係長として出席し、あいさつの中で「分会は白蟻で会社を食いつぶそうとしている。」などの発言をしたことは、会社の一貫した分会敵視、重工労組の積極的育成強化という労務政策に沿って行われたもので、分会に対する支配介入である。
- (2) C1は、①短期間に三班の会合に出席していること、②会合への出席負担金の支出が作為的であること、③飲食中心の会合に「マクレガーのY理論」という労務管理の話を用意して出席していること、などから一個人としてではなく、係長としての立場で出席したものである。
- (3) 分会は、①分会の独自調査とC1への問いただしの結果、C1の言動は、分会に対する支配介入に当たると確信したこと、②組合分裂後、分会敵視、重工労組の積極的育成強化を図っている会社の基本的労務政策に照らすと、C1の言動は必然的になされたものであること、③C1の支配介入言動を放置すれば、団結権が破壊される恐れがあること、などの観点から労使間の団体交渉事項に当たるとして団体交渉開催を申し入れたので、十分な理由がある。

なお、会社は、C1の言動が不当労働行為でないとするならば、会社の正当理由を、

不当労働行為の自主的解決の場である団体交渉の中で主張すべきである。

2 会社の主張

- (1) C 1 の白蟻発言は、組合分裂前の旧組合員の行為を表現したもので、分会の主張は事実無根である。C 1 が出席した会合は、①重工労組の親睦会組織である友愛会主催であったこと、②友愛会員が酒を飲みながら歓談する親睦を目的としたものであったこと、③会費が毎月積み立ての会費と招待された者の会費でまかなわれていたこと、④就業時間外に会社外で行われたこと、などから会社業務と無関係の私的な懇親会である。したがって、私的な会合での個人の言動は会社による支配介入には当たらない。
- (2) C 1 が会合に出席したのは、①C 1 が重工労組員であるために、友愛会員として招待されたこと、②C 1 の上司などにも相談することなく、自己の意思で出席を決定したこと、③就業時間外に社外の会合に出席したこと、④自ら会費を支払っていること、などからC 1 は係長としてではなく、一重工労組員として出席したものである。
- (3) 分会は、C 1 が会社の就業時間外に会社外で、会社の業務と無関係に行われた懇談会に係長としてではなく、一重工労組員として発言したことを取り上げて団体交渉を要求したものである。したがって、労使関係に関する問題ではなく、会社は団体交渉申入れを応諾する義務はないのであるから、会社が団体交渉を断ったことについて正当な理由がある。また、会社が、私的な会合での一個人の発言問題を取り上げ、団体交渉を応諾すれば、C 1 個人又は重工労組の法益侵害の恐れがあり、このような違法又は不当団交事項について団体交渉申入れをすること自体問題があり、会社はむしろ断るべきであって、断ることについて正当な理由がある。

第3 認定した事実

1 友愛会組織について

- (1) 昭和43年2月ごろ、重工労組員の親睦グループとして出発した友愛会は、以後次第にその組織が広がり、昭和51年ごろからは、友愛会結成の促進が重工労組の運動方針の中にも採りあげられるようになった。その後も結成は進み、昭和54年現在では36課に友愛会組織があり、その下に係、班単位の組織もあって、全重工労組員中の72%程度が加入

するに至った。

友愛会は、主としてレクリエーション活動や懇親会等会員相互の親睦を深めるための行事を行い、また、昭和52年4月、各課の友愛会の連携のために、重工労組の組織部が音頭をとって、会員の共済を目的とした友愛会連絡会議が結成された。

- (2) 長崎造船所第二工作部製缶二課工作係には、C2班（以下「C2班」という。）、C3班（以下「C3班」という。）、C4班（以下「C4班」という。）、C5班、C6班及びC7班の6作業班があり、各班ごとに重工労組員を対象とした友愛会の組織が結成されており、製缶二課全体では、同課の重工労組員をもって構成される製缶二課友愛会がある。また、同課の詰所に勤務する係長職にある者、スタッフ、庶務担当者及び安全担当者の中で、重工労組員を対象にした缶詰会という友愛会組織が結成されている。

2 懇親会の開催について

- (1) C2班歓迎会について

昭和53年6月下旬ごろ、班の編成替えに伴うC2班の歓迎会が三菱会館で開催され、編入者を含む班員16名とC1及び製缶二課のスタッフC8が参加した。

- (2) C3班懇親会について

ア 昭和53年7月13日の昼休み、重工労組職場委員であるC3班友愛会員のC9（以下「C9委員」という。）は、C1に対し「明日18時半から三菱会館で友愛会の飲み方をやりますけん来てくれませんか。」と招待した。

イ 翌14日定時後、C3班友愛会員らは、17時30分水の浦発の社用船（以下「社船」という。）で対岸の大波止に渡り、会場の三菱会館へ向い、18時ごろ到着した。

ウ 参加者は、C3班員13名の内、分会員3名を除くC3班友愛会員10名とC1及び製缶二課友愛会副会長で重工労組選挙管理委員でもあるC10スタッフ（以下「C10」という。）の12名であった。

エ 懇親会は、18時30分ごろから、幹事役であるC9委員の音頭で始まり、C1は、招待を受けたことに対してお礼のあいさつをして、20時30分ごろまで酒をくみ交わしながら談笑した。

オ 当日の会費は、C 3 班友愛会員の場合、毎月の積立金でまかない、C 1 と C 10 は、C 3 班友愛会員でないため各 2,000 円を会計に支払った。

(3) C 4 班懇親会について

ア 昭和 53 年 7 月 20 日の昼休みに、重工労組職場委員である C 4 班友愛会員の C 11（以下「C 11 委員」という。）は、C 1 に対し「明日定時後 18 時 30 分から三菱会館でうちの友愛会の飲み方をやりますけん来てくれませんか。」と招待した。

イ 同日定時後、C 1 は、製缶二課事務所付近で C 4 班作業長である C 4（以下「C 4 作業長」という。）に出会い、自分が翌 21 日の懇親会に呼ばれたことを告げたところ、C 4 作業長は「ああ、そうですか。何か話してくれませんか。せっかくのことやっけん。」と答えた。

ウ 翌 21 日定時後、C 4 班友愛会員らは、水の浦発 17 時 30 分の社船で大波止に渡り、会場の三菱会館へ向い、18 時ごろ到着した。

エ 参加者は、C 4 班員 14 名の内、分会員である A 1（以下「A 1」という。）を除く C 4 班友愛会員 13 名と C 1 及び C 10 の 15 名であった。

オ 懇親会は、18 時 30 分ごろから、幹事役である C 11 委員の音頭で始まり、酒宴に入ってから C 1 は「今日私も呼んでもらってありがとうございました。無礼講でいきましょう。」とあいさつした。

カ その後、C 1 は、C 4 作業長から会合で何か話してくれるように頼まれていたので、準備していた一枚の説明資料をもとに、ダグラス・マクレガーの Y 理論、A・H・マズローの人間の欲求 5 段階説及び人間関係とコミュニケーションについて、約 5 分間にわたって話した。C 1 は、昇給、進級等に関し、職場内に不平不満があることを聞き及んでいたため、人間関係の重要性を説くために、かつて先輩に教わった前記理論の概要を、縦 75 センチメートル、横 50 センチメートルのカレンダーの裏紙に書いて懇親会に臨んだ。

C 1 の話の要旨は「集団の中では人間関係が一番大事だ。お互いに話し合い、理解し合って、意思の疎通を図らなければいけない。いろいろ欲求があるけれども、それ

をうまく押えて人間関係を作っていく必要がある。自分で努力していかないと欲だけあってもだめなんだ。その努力は、能率向上あるいは生産性向上の点でも同じである。」というにあった。また、人間関係について、野球チームを例に挙げて「リーダーに向かってやって行けば、やっぱり力が出るんだ。」とも述べた。

キ 懇親会参加者は、酒をくみながら友愛会の行事あるいは建屋工事の竣工時期などについて雑談していた。そのうち、重工労組の役員改選が話題になり、重工労組の選挙管理委員であるC10が選挙に関する話をした。ところが、班員の誰かがC1に対し「昔はどうやったとの。」と問うたことから、C1は、昭和36年ごろから昭和38年ごろまで自分が伍長（現在の副作業長）であったころ、当時の労働組合職場委員4、5名から糾問されたことを「旧労（分裂前の組合を指す。）が自分を取り巻いて寄ってたかって白蟻のごとであった。」と発言した。

ク 当日の会費は、C4班友愛会員は、毎月の積立金でまかない、C1とC10は、C4班友愛会員でないため各2,000円を会計に払った。

ケ 懇親会は、20時30分ごろ終了したが、当日、同じ三菱会館で開かれていた分会飽の浦地区委員会の親睦会も同時刻ごろ散会となり、同親睦会に参加していた製缶二課の分会職場委員長であるA2（以下「A2職場委員長」という。）は、C4班懇親会に参加していたC4班員某に同会館を出たところで偶然出会い、同班員から前記(3)の力及びキに関するC1の発言について情報を得た。

(4) その他

ア C1は、昭和15年4月20日、会社に入社し、昭和51年11月1日付で、製缶二課工作係長に昇格するまでは、同課総務二係の作業長であった。また、重工労組の組合員でもある。

イ C10は、同課工作係のスタッフで、主に工作機械類の修理、治工具の購入など一般に修理の依頼、部品の購入を職務としている。スタッフは、係長を補佐する地位にある。

ウ なお、同課には、友愛会組織以外の親睦組織として、製缶会、玉掛会、クレーン会

などが存在する。これらの親睦組織は、所属組合いかんを問わず組織されるもので、例えば、製缶会では同課に属する全課員を、玉掛会では玉掛作業をする班（前記C 3班）の全班員を、クレーン会ではクレーン作業をする班（前記C 4班）の全班員をもって構成されている。これらの組織も友愛会同様、会費を積み立てて、会員間の親睦を深めるために、忘年会、花見あるいは各種のレクリエーションなどを行っている。

他方、分会員は、課単位などで年に2、3回ほどの懇親会を催し、その中で、組合問題なども話題にしている。

3 その後の労使関係について

(1) 分会の抗議について

ア A 2 職場委員長は、C 4 班懇親会におけるC 1 の発言について得た情報を再確認するために、同班懇親会が開催された日からその翌々日の間に、A 1 に事実の調査を依頼した。A 2 職場委員長は、その調査結果を同班懇親会開催日の3日後に当たる昭和53年7月24日の朝、出勤後に、A 1 から報告を受けた。報告によると、A 1 は、3名の者から事実関係を聴取したが、その内容は、A 2 職場委員長が当初知りえたものとおおむね符合していた。

更に、A 2 職場委員長は、同年8月下旬ごろ、C 4 班の他の班員からも同班懇親会におけるC 1 の発言内容を聞き及び、合わせて5名の者から事実関係を伝え聞いた。

イ 同年7月24日の昼休み、製缶二課所属の分会員による職場集会在開かれ、前記(1)のアの調査結果を踏まえて、C 1 の発言問題を取り上げ、論議して意見を集約し、A 2 職場委員長外2名の職場委員が製缶二課長のB 1（以下「B 1 課長」という。）に対して抗議した。

更に、同日定時後、分会飽の浦地区委員会の地区長A 3（以下「A 3 地区長」という。）、製缶二課の分会職場委員A 4（以下「A 4 委員」という。）及びA 2 職場委員長の3名がB 1 課長に抗議に行ったが、不在であったため製缶二課の係長C 12に対し「白蟻とは何だ。その真意は。」「分会員を排除している理由は。」の二点についてB 1 課長に伝えるように告げ回答を求めた。

ウ 同年7月25日の昼休み、製缶二課分会員全員が職場集会后、B1課長に抗議した。

その際、A2職場委員長名による抗議文を読み上げ、同課長に手渡そうとしたが受領しなかったため、同課長の机の上に置いたまま引き上げた。抗議に対し同課長は、事実関係については詳しく知らないと答えただけであった。

なお、その抗議文は、C1の発言を取り消し、分会及び分会員に謝罪することを求め、7月27日の定時までには回答することを要求するものであった。

ところが、同日の午後、製缶二課工作系のスタッフC13が、A2職場委員長に抗議文を返して来たので、同日定時後、A2職場委員長外数名の分会員が、再度B1課長に抗議した。その時、たまたまC1が、その場を通りかかった。同課長がC1を呼び止め、本件懇親会に参加したいきさつを問うたところ、C1は「係長になってはじめてのことやったけん。職場委員が来てくれと言うたから参加した。」と述べた。

エ 同年7月27日の昼休み、分会飽の浦地区委員会として、地区委員を含む9名の分会員が、B1課長に対して抗議文を手渡して抗議した。

オ 同年8月11日の昼休み、製缶二課分会員10名が、C1に直接抗議した。その際、C1は「旧労時代のことを白蟻と言ったんだ。あんたたちがこうしてつるし上げするのを白蟻と言ったんだ。」と述べ、また、本件の懇親会が組合活動であるかどうかの質問に対しては「組合活動ではなく、友愛会活動である。」旨を答えた。

カ 同年8月17日の定時後、A3地区長、A2職場委員長の両名が、B1課長に抗議し、更に、8月30日の定時後には、A2職場委員長、A4委員の両名が、中央通路において同課長と交渉したが、同課長は「おれが立ち入る問題でない。」と答え、物別れに終わった。

キ 同年9月11日の昼休み、製缶二課分会員8名が、B1課長に、本件について事態解決のための申入れを行った。申入れは「課長の指導として、C1係長に厳重に注意すること。」などについて同課長の回答を求めるものであったが、同課長は「私には関係のないことだ。会社外は係長でない。組合員として参加したのだろう。」と回答した。

ク A2職場委員長は、同年7月24日以降、同年9月11日までの一連の抗議経過を、同

年9月12日付で分会執行委員会に報告した。

(2) 団交開催の申入れについて

ア 分会は、前記(1)のクの報告に基づき、昭和53年9月16日付文書長船労第113号により、長崎造船所長B2（以下「B2所長」という。）あてに、執行委員長A5名で本件について団体交渉開催の申入れを行った。同申入れの内容は、C1の発言に関して9月29日までに団体交渉を開催すること、9月20日17時までに開催の諾否について回答することを要求するものであった。

イ 同年9月22日、会社の勤労部管理課員であるB3（以下「B3」という。）は、前記の団交開催申入れに対する会社の回答内容を、分会書記長A6（以下「A6書記長」という。）に電話で告げた。

同回答は「本件は、就業時間外に会社外で、かつ私的な会合での出来事であること、団交要求内容が不明であること、以上の二点から、事実の調査については協力するが、団交議題になじまないと判断する。」というものであった。

同回答についてA6書記長は、口頭で次の三点を要求した。それは第一に、C1の発言について会社は陳謝すること、第二に、同様の事件を繰り返さない旨誓約すること、第三に、関係職制を処分すること、であった。

(3) 会社の団交拒否について

ア 会社は、勤労部管理課長B4名で、分会執行委員長あての昭和53年10月5日付文書長管500号により、前記A6書記長の三点の要求を拒絶し、更に、分会の申し入れた団交開催については、会社として事実を調査した結果、その必要がない旨を回答した。

なお、同回答文書は、白蟻発言問題についてはすでに同年8月3日の職場諸要求団交の席上で分会から提起されたので、会社としては、その場で「食いつぶすとは決して会社は考えていない。会社の繁栄のため協力してほしい。」旨を一応答えていることを付け加えた。

イ 同年10月13日の昼休み、A2職場委員長以下6名の製缶二課所属の分会員らは、会社の前記長管500号による回答内容について、C1に対して問いただした。C1は、そ

の中で「分会が白蟻とは言っていない。旧労時代のことを言った。」と答えた。

更に、同日、A 2 職場委員長は、製缶二課分会員代表として、B 2 所長あてに抗議文を提示し、会社が団交を拒否したことに對し抗議した。

翌14日、同分会員らは、前記問いただしについて分会執行委員会に報告した。

同年10月25日に至り、分会は、執行委員長名でB 2 所長あてに、同日付文書長船労第129号により、長管500号における会社の団交拒否の回答に対する抗議をした。その中では、事実経過を職場での問いただしをも含めて列挙し、更に、事実関係を明らかにしつつ、会社の団交拒否について反論するものであった。

ウ 同年11月1日及び2日の両日、A 6 書記長は、B 3 に対し電話で、団交の督促、事実関係の調査、団交へのC 1 の参加を要求したが、これに対しB 3 は、検討中であることを理由に、しばらく待ってほしい旨を答えた。

エ 同年11月7日、B 3 は、A 6 書記長に対し電話で、前記(2)のイの回答内容と同趣旨の回答をし、団交の拒否を通告した。

以上の事実が認められる。

第4 判断

前記第3の2の(2)及び(3)で認定したとおり、本件会合は、重工労組員が職場単位で組合員相互の親睦を図るために開かれた友愛会主催の懇親会である。したがって、本件会合が会社業務と関係のある社外ミーティングであったことを肯認するに足る疎明がないので、分会の主張は採用できない。

また、C 1 が、懇親会に出席したのは、C 1 自身も重工労組員であり、かつ、懇親会の幹事役から招待されてその場に臨んだのであって、何ら不自然ではない。C 1 の発言は、あくまでも同人の個人的見解に基づく分裂前の組合時代の職場委員の言動を批判したものである。分会が主張するように、C 1 が係長の地位を利用して出席し、発言したものと認められない。

したがって、C 1 の言動が、会社と分会との間の労使関係に関する団体交渉の対象事項であるとは、到底受け取れない。

なお、分会は、重工労組員5名からC1発言を確認したと主張しているが、本件審査のうえで直接この発言内容を聞いた者の証言はなく、他にこれを認めるに足る確かな証拠はないので、前記分会の主張は採用できない。

以上のような次第であるから、分会の申し入れた事項が団体交渉の議題になじまないことを理由に、会社が団体交渉を拒否したことは、非難するに当たらない。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和54年12月25日

長崎県地方労働委員会

会長 藤原千尋